

第1回山形県公文書管理条例検討委員会議事概要

・日 時／平成30年11月2日（金） 10:00～11:45

・場 所／県庁701会議室

・出席者／委 員 伊藤委員、小林委員、吉野委員、依田委員
（欠席 和泉田委員、渡辺委員）

事務局 総務部長、改革推進監、学事文書課文書法制主幹 ほか

1. 委嘱状交付

○ 総務部長から出席委員に委嘱状を交付

2. 開 会

○ 第1回山形県公文書管理条例検討委員会を開会

3. 挨拶

○ 総務部長が挨拶した。

4. 委員紹介

○ 委員が自己紹介した。

5. 委員長選出

(1) 委員の互選により伊藤委員が委員長に選出された。

(2) 委員長により和泉田委員が委員長職務代理者に指名された。

6. 協 議

○ 協議に先立ち、会議を公開で進める（個人情報扱う場合などはその都度委員会に諮って決定する）ことを確認した。

(1) 公文書管理条例制定に向けた検討の背景・経過

○ 公文書管理条例制定に向けた検討の背景・経過について、事務局が説明を行った。

(2) 公文書の管理と公文書館の役割（依田委員）

○ 公文書の管理と公文書館の役割について、依田委員から説明があった。

○ 委員からの質問に依田委員が回答した。

<質疑応答>

(小林委員)

- ・ 公文書管理法の対象機関について、立法府の扱いはどのようになっているのか。

(依田委員)

- ・ 立法府と司法府は対象の機関ではない、移管の定めを申し合わせれば移管することができることになっている。
- ・ 立法府と司法府の現用文書の管理に対して公文書管理法は立ち入りできない。

(吉野委員)

- ・ 横断検索はありがたいと思う。今後（検索できる機関は）増えていくのか。

(依田委員)

- ・ 毎年増えている。国立公文書館で標準仕様書を作っているの、それに沿ってシステムを作っていたらすぐにネットワークに追加できる。

(3) 情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会の報告内容について
及び

(4) 公文書管理条例骨子案について

- 情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（以下「見える化委員会」という。）の報告内容、及び公文書管理条例骨子案（たたき台）について、事務局が説明を行った。

- その他各委員からの質問や意見に、事務局が回答した。

<質疑応答>

(小林委員)

- ・ 基本的な言葉使いで確認だが、熊本県の条例では行政文書となっているが山形県のたたき台は公文書となっている。この使い分けはどのようにしているのか。

(事務局)

- ・ 中身はどちらも一緒だが、本県では従来から公文書と呼んでおり、馴染みがあるのでたたき台でも公文書とした。範囲が異なるものではない。

(吉野委員)

- ・ 歴史公文書の利用申請をした場合の、利用決定の期限についてどう考えているか。

(事務局)

- ・ 情報公開条例では、公文書開示請求があった場合、15日以内に開示の可否等の決定をしなければならないとされており、対象文書が非常に多い場合は期間延長の規定がある。

- ・ 歴史公文書の利用請求の際の手續として、個人情報等の不開示情報が含まれているか確認する必要がある、個人情報等を袋掛けなどして見えないようにしてから閲覧させるという作業がでてくる。現用文書の場合は文書を所管している課の職員が作業をするが、歴史公文書は知事が一括集中管理をすることになるため、公文書センターで作業を一括してすることになる。大量に請求があった場合、作業に非常に時間がかかることが想定されるため、一律に何日と定めるのが難しいと考えている。この利用決定までの期間の定めについては、条例より下位の規程、例えば規則等で定めることとしたい。

(依田委員)

- ・ 資料に昨年度末の公文書数が 42 万冊とあるが、システムに登録していない公文書はないという理解でよいのか。

(事務局)

- ・ 県庁舎の地下書庫にある簿冊についてはすべてリストアップしている。各課で保管している簿冊については、一部はシステムに登録しているが、登録していない簿冊もたくさんある。出先機関の簿冊も正確に把握しきれていないため、全体でどれくらいの簿冊があるのかは現段階では把握できていない。

(依田委員)

- ・ この 42 万冊の中で一番古いものはいつごろのものか。

(事務局)

- ・ 現用文書で一番古いものについては、明治期の文書が地下書庫にある。明治前のものについては、行政文書ではなく、博物館で管理をしている。

(依田委員)

- ・ 公文書センターに保存されている文書については、明治以降のものだけか、それとも江戸時代以前のものなどもあるのか。

(事務局)

- ・ 公文書センターにある約 1,500 冊の中には江戸時代のものはなく、すべて明治以降のもの。本県の県庁舎が火災にあっており、明治期の火災以前のものについては大分消失している。

- 委員長から各委員に、会議を通しての感想や意見をいただきたいとの発言があり、各委員が感想や意見を述べ、内容に応じて事務局から回答した。

<各委員の感想、意見>

(小林委員)

- ・ 先般の国政における公文書管理の問題を踏まえ、行政文書と個人メモなどの個人管理文書をしっかりと区別しなければいけない。
- ・ 条例又は規則に、曖昧な基準を極力なくして規定することが大事。
- ・ 見える化委員会においても、公文書と個人管理文書の区別の明確化を提言しているので、職員で認識を共有し、周知徹底を図っていただきたい。

(事務局)

- ・ 委員の御指摘のとおり、見える化委員会の報告書で、公文書と個人管理文書の区別の明確化と、個人管理文書の保存方法を提言いただいたところ。
- ・ 現在は公文書と個人管理文書を明確に区別する規定はないが、依田委員の説明資料のとおり、行政文書は「職員が職務上作成・取得し組織的に用いるもの」として当該機関が保有しているもの」と定義され、また、行政文書の作成は、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程、事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるよう」義務付けられており、これらは個人メモが行政文書に該当するかどうかの判断基準になると考えている。

(小林委員)

- ・ 行政文書の定義に「組織的に用いるもの」という抽象的な表現があるが、実際にはどう判断するのか。

(事務局)

- ・ 今後ルールを定める必要があるが、他県では条例のガイドラインにおいてルールを定めており、愛媛県では、「職員が作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用するもの」、例えば自己研鑽のための研究資料、上司への説明や報告等に用いるために作成した備忘録等は公文書に該当しないとしており、また、職員の個人的な検討段階に留まる資料、例えば、決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等は、個人メモで公文書には該当しないとしている。また、他の県では、電子ファイルについて、共有フォルダで管理して関係職員が全て見られる場合は、組織で用いるものとして公文書として扱い、パスワードでロックをかけた個人フォルダに保存しているファイルなどは、個人管理文書として公文書から除外している例もあり、本県の条例の参考にしていきたいと考えている。

(小林委員)

- ・ 政策決定過程がわかるように、後々の方々も検証できるように公文書の管理を行っていただきたい。

(依田委員)

- ・ レコードスケジュールの設定は作成直後などに行われるものと思うが、保存期間が満了するまでの間に、社会情勢の変化などにより移管・廃棄の判断が変わる可能性もあるので、国と同様に、作成段階だけでなく、保存期間が満了する段階でも、再度、移管・廃棄の確認をすればよいと思うが、今のところ考えていないのか。

(事務局)

- ・ その視点を排除しているわけではない。御提言を踏まえて検討していきたい。

(依田委員)

- ・ ここ数年、国の公文書管理で様々な問題が起こっており、そのため、国のガイドラインも改正され、色々な点が改善されているが、そのことも考慮してい

ただきたい。

(吉野委員)

- ・ 歴史公文書の選定期間・主体の妥当性を主務課で判断するだけでなく、専門知識を持つ職員が関与することについては歓迎したい。
- ・ 歴史資料の中に、例えば絵図面など差別に関わるものが含まれる場合もあるので、公開の判断をするにあたって留意してもらいたい。
- ・ 依田委員のおっしゃった横断探索は、将来的にありがたいことなので検討していただきたい。
- ・ 次回の委員会で、永久保存文書をどう位置付けていったらいいのか、教えていただきたい。

<欠席委員の意見披露>

(和泉田委員)

- ・ 個人情報の一部に含まれる簿冊を閲覧する際の手法として、簿冊全部を不開示とする手法、個人情報が含まれるページを袋掛けする手法、個人情報が書かれた部分を白抜きする手法など、各県により様々な手法があるが、できるだけ多くの情報を開示できるようにしていただきたい。

<総括>

(伊藤委員長)

- ・ 各委員からの指摘、特に、依田委員から指摘いただいたレコードスケジュールの設定における保存期間の満了段階での確認などについて、事務局で検討してもらい、次回の委員会では、より具体的な骨子案を提示してもらいたい。
- ・ 見える化委員会の報告書は、各委員の意見が反映されていることを確認させていただいているので、委員の皆さんも関連する部分を確認していただきたい。

(5) その他

- 次回の委員会では、今回の各委員の意見を踏まえて、条例案の検討を進めることとした。

7. 閉 会 (終了 11 : 45)